

(仮称)松が谷3丁目建築計画についての陳情

(陳情の趣旨)

標記の計画建物は、松が谷3丁目18番に建築されようとしている集合住宅(マンション)で、当該敷地に指定された容積率を最大限に消化するため天空率に拠る建築計画となっていることから、前面道路の幅員は約11mに過ぎないにも関わらず、高さ約45m(15階)で、かつ東西方向に板状に建設されるもので、その高さをはじめ規模の過大さ、日影・風環境の変容など周辺環境に与える影響について近隣として強い危惧を抱いております。

特に計画建物の北側街区では、商業地域とはいいながら冬季には日照がほとんど得られなくなり、保育園や集合住宅住民にとっては大変な環境の悪化を招きます。

また、当該建築計画の周辺道路は金竜小学校・大正小学校・駒形中学校の通学路となっており、事業者側の現時点での説明による警備員の立哨や工事車両の出入計画では、建築工事中の安全保持について強く懸念されます。さらには計画図書によれば敷地の全方位に向かって自動車の出入口が設けられており、竣工後も通学路の安全保持について強く懸念されます。

現在、台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例にもとづいた説明会の随時開催の求めや、区を仲立ちとした調整をお願い致しておりますが、など事業者側は、計画の修正・互譲的な交渉態度はおろか、何ら誠意ある対応を見せず、諸々の交渉等は暗礁に乗り上げ、近隣の工事中の安全を担保するための工事協定書も未締結のまま工事着工し、今に至っております。

つきましては、台東区の担当部署におかれては、前述のとおり、中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づき

- (1) 事業者に対して責任ある、誠意ある説明会の開催の指導
- (2) 条例に基づいた斡旋・調整(建築規模の修正を含む)
- (3) 工事中の安全確保について開かれた対策の検討
- (4) 工事協定書の作成締結
- (5) (4)に関わる個別交渉による地元コミュニティを混乱させる行為についての是正勧告など、事態の解決につき積極的にご尽力頂きたく、陳情いたします。

(以上)

平成27年5月29日

台東区議会議長

太田雅久 殿